

日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部はみなさま方の作業環境改善、安全作業を強くサポートしています。

例えば、労働衛生工学分野の活動で、事業主様から次のような評価を頂いています。

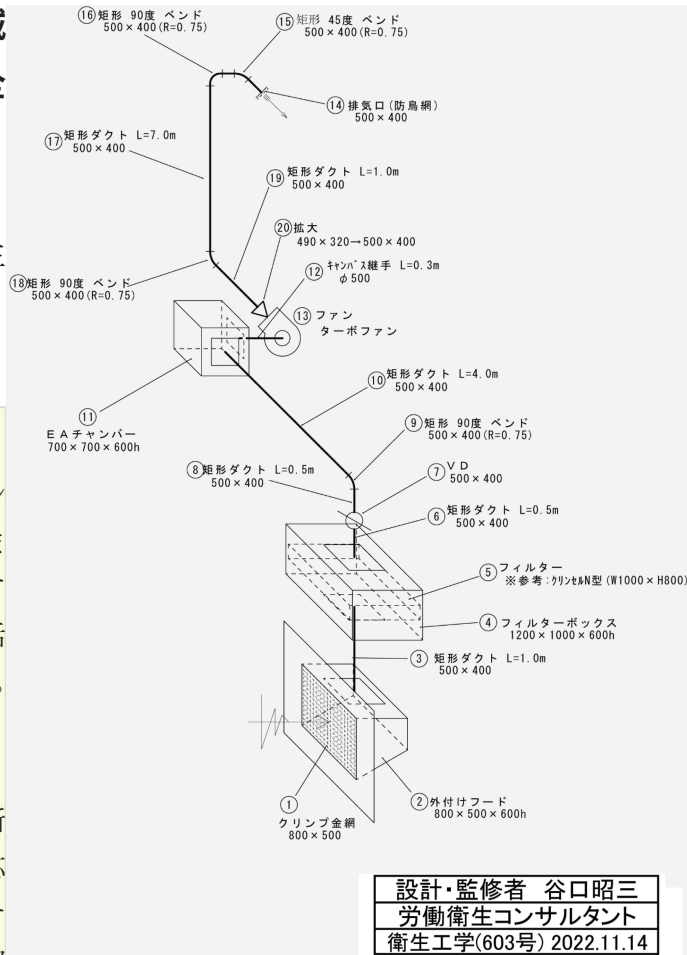
○○工場 ○○

谷口先生には弊社○○工場で労働衛生コンサルタント業務を受けていただき、大変ありがとうございました。弊社はこれまで独自に安全衛生活動を行ってまいりました。しかし、作業環境における安全衛生活動の結果が伴わず、実感できる効果も限定的でした。谷口先生にご相談し、共に活動することにより多くのご助言を頂きました。

①有害業務である有機溶剤の使用、それに伴う局所排気装置の設置計画・設計及び所轄署への届出対応
 ②有害物の発生源特定及び対応方針の計画、またそれに伴う対策活動の進捗確認とフィードバック
 ③取扱い化学物質のリスクアセスメント方法と方針案作成
 ④昨今の法規制情報や関連時事情報の共有 など多くの活動に密接に関わっていただき、時に優しく、時に厳しくご意見を頂いたことを大変ありがたく感じております。結果として、改善活動の多くが実を結びまた改善活動の機運が上がり、事業場の改善にもつながりました。

会社や工場という組織体系上、似たような考えを皆が持ち合わせてしまうことが多い中で、谷口先生のように第三者視点でのご意見やご指摘頂けることは貴重なことだと感じております。ご経験された他の事業所での事案や昨今の法令情報を踏まえたお話は参考になることも多く、今後とも積極的に取り入れていこうと考えております。ご尽力頂いたこと大変感謝しております。

最後にはなりますが、谷口先生と築けた関係性を今後とも続けさせていただき安全衛生関係で困った事案に関して、ご相談をさせていただければ幸いです。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。



塗装作業場への局所排気装置の例です。当初 push-pull 換気装置を計画し、計算書作成および設計を行いました。作業場の広さ・レイアウトを検討し、作業者の作業安全・作業しやすさから再検討することにより、上の系統図に示すような局所排気装置に変更しました。付近の装置からの妨害気流の影響を少なくするため、フード配置やフランジ取付けにより法定の制御風速を確保しました。施工は事業所で実績のあるプラント設備業者にお願しました。

化学物質の自律的な管理

令和4年2月に労働安全衛生法施行令等が改正されました。制度改正のポイントは、「物質の個別規制」からリスクアセスメントを中心とした「自律的な管理」を基軸とする規制への移行であり、令和5年4月と令和6年4月の2回に分けて、施行されることとなっています。

事業場における管理の流れ – 化学物質管理者を中心に –

①化学物質のSDSに示されている危険有害性に基づいてリスクアセスメントを実施します。②リスク低減化対策を検討します。③工学的な対策として、代替化、囲い込み、局所排気装置の設置等の作業環境・作業方法の改善を実施します。④必要に応じて作業環境測定を行い、化学物質の濃度を把握します。⑤解決できない場合は、最後の砦として保護具着用を行います。⑥特殊健診で作業者の体調確認と管理を行います。⑦衛生委員会で各ステップについてPDCAサイクルを実施し、作業者に周知し、必要な記録は保管しましょう。

お問い合わせ・ご相談は茨城支部まで
日本労働安全衛生コンサルタント会